

## 佐倉市個人情報保護条例施行規則の一部改正について

以下の2点の内容を含む「佐倉市個人情報保護条例及び佐倉市情報公開条例の一部を改正する条例」を平成31年2月佐倉市議会定例会に提案しています。

- (1) 佐倉市個人情報保護条例第2条第3号に要配慮個人情報として「本人の人種」「信条」「社会的身分」「病歴」「犯罪の経歴」「犯罪により害を被った事実」が含まれる個人情報を規定し、また、「その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等」も規定し、要配慮個人情報として定める個人情報を規則に委任した。
- (2) 佐倉市個人情報保護条例第6条第1項第6号の規定により、実施機関は、要配慮個人情報が含まれる保有個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、市長に届け出ることとした。

「佐倉市個人情報保護条例及び佐倉市情報公開条例の一部を改正する条例」が可決し、施行されますと、佐倉市個人情報保護条例施行規則の改正が必要になるため、以下のとおり同規則を改正します。

- (1) 規則に委任された要配慮個人情報として、国や千葉県と同様に、以下の記述等を規定します。
  - ① 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第4条第1号に規定する総務省令で定める心身の機能の障害があること。
  - ② 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果
  - ③ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
  - ④ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
  - ⑤ 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- (2) 別記様式第1号の保有個人情報取扱事務届出書中に、要配慮個人情報の取扱いについて記載し、所要の調整を行います。